○中国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
周南市大字戸田字東種森二六二五番一から同市大字戸田字八反田西二七五〇番一まで	前	三三・〇〇～一四九・〇〇メートル
	後	三三・〇〇～一四九・〇〇メートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市大字戸田字東種森二六二五番一から同市大字戸田字八反田二七二番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月一日

○中国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宇部市大字船木字大木森六四四番四から同市大字船木字大木森六四七番三まで	前	一〇・〇〇～一二・二〇メートル
	後	一二・二〇～一三・二〇〇・〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び九号	宇部市大字瓜生野字松原六八一番一から同市大字瓜生野字寺山七七二番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月一日

○中国地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
呉市阿賀中央四丁目三五三六番二から同市郷原町字岩山二五六番三四七まで	前	二〇・〇〇～三〇六・〇〇メートル
	後	二〇・〇〇～二九九・〇〇九九・五二七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百七十五号	呉市阿賀中央四丁目三五三五番三から同市郷原町字岩山二五六番三二一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月一日

○四国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	高知県安芸郡安田町唐浜字長ハエ二九九番一から同町唐浜字長池一九三番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月一日

○九州地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
柳川市大和町徳益字流川七一一番二から同市大和町徳益字流川七一一番五まで	前	一二・三〇～一二・六〇メートル
	後	一〇・三〇～一二・六〇〇・〇五七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所